

A社：兵庫県尼崎市所在 免許更新回数（7）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年4月3日に情報登録後、同年5月に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成30年2月7日まで広告していた。

B社：大阪市中央区所在 免許更新回数（1）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（いい部屋ネット）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成30年3月5日時点の広告について、大阪市西区に所在するマンションの11階部分の住戸（1DK・35.15㎡）に関し、B社は1102号室に該当するものとして、インターネット不動産情報サイト「いい部屋ネット」に同号室の情報登録を行い、平成29年7月1日から断続的に広告を掲載していたが、広告が認められた平成30年3月5日までの間に18件の問い合わせがあったにもかかわらず、契約には至っておらず、また、当該マンションの11階部分の住戸については、1101号室の次の住戸は1103号室であって、1102号室の住戸は存在しないことから、当該物件は取引することができないものであったと認められるものである。

C社：大阪市西区所在 免許更新回数（2）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（いい部屋ネット）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成30年3月5日時点の広告について、大阪市西区に所在するマンションの2階部分の住戸（1K・23.56㎡）に関し、C社は207号室に該当するものとして、インターネット不動産情報サイト「いい部屋ネット」に同号室の情報登録を行い、平成30年2月6日から広告を掲載していたが、当該マンションの2階部分の住戸は201号室から206号室までであって、207号室の住戸は存在しないことから、当該物件は取引することができないものであったと認められるものである。